

全日本教職員組合 養護教員部ニュース

2022年4月
No.140
発行：情宣部

いまだ収束しないコロナ禍のもとで
子どもたちが安心できる

学校生活を送れるように

～今年度も全教養護教員部の運動に確信をもってとりくんでいきましょう！～



1 新型コロナウイルス感染症の状況

新型コロナウイルス感染症による累計感染者数は 650 万人を超え、死者数も 2 万 8000 人を超えるました(3月 31 日現在)。第 6 波では子どもたちへの感染例が大きく増え、濃厚接触者の特定に学校が協力を求められるなど、さらなる負担が学校に持ち込まれました。保健室の役割も大変な状況だったのではないかと思う。3月 21 日に政府はまん延防止等重点措置を解除しましたが、オミクロン株の変異株による再拡大が懸念されます。経済優先のみでよいのか政府の責任は重大です。

2 わたしたちの運動の力で、教員免許更新制が廃止へ

2 月 25 日、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議が始まりました。法案が成立すれば、教員免許更新制は 7 月 1 日をもって廃止されます。この間のねばり強い廃止を求めるとりくみが、現場の声として広がり廃止に追い込んだことに私たちちは大いに確信をもとうではありませんか。

一方で、2023 年 4 月 1 日から施行される教育公務員特例法の一部「改正」により、任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成し、任命権者・市町村教委・校長などの指導助言者は、教員に対し資質向上に関する指導助言を行うこととされています。中教審資料では、「職務命令による研修受講」や従わない場合は懲戒処分もありうると記されており、強制による「研修」が日常的に行われる事が懸念されます。

教育公務員特例法の理念は、研修は義務であるとともに権利であると位置づけられています。私たちは教育の専門家として、自主的・自発的な研修を対峙させることなくなります。

3 養護教員部の要求も大きく前進

全教養護教員部は、昨年 8 月 11 日に厚労省・文科省と交渉、11 月 8 日には文科省交渉と議員懇談をおこない、保健室の状況や養護教諭の要求を国に届けました。この間の交渉で、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の文書料が保護者にとって経済的な負担になっていることを訴え改善を求めてきましたが、厚労省は 10 月に新たに診療報酬の対象とし公的医療保険の適用がされ、保護者負担が軽減されることになりました。抗原簡易キットを学校に強制させない取り組みをはじめ、私たち全教の要求が国を動かしています。

4 声を出せば変えられる～私たちの運動に確信をもって～

全教と各組織は、子どもたちや職場の実態をもとに当局への要請や交渉を重ね、教育行政を動かしてきました。声を出せば変えられる。確信をもって、同僚や仲間に声をかけ仲間を広げていく中で、子どもを真ん中にした学校づくりをすすめていきましょう。

関東ブロック学習交流会

12月4日（土）、全国教育文化会館（エデュカス東京）を会場にハイブリッド型で、関東ブロック学習会を行いました。会場参加者24人、オンライン参加25人で、児童・思春期精神科医の田中哲先生より『「新型コロナと子どもの心・からだ」～教育のICT化がすすむもとで大切にしたいこと～』を学習しました。

子どもたちのメンタルヘルスの問題は、2020年（コロナ感染者が発生した年）よりも深刻になっています。コロナ禍で直接集まれないことにより、個人化傾向が加速し、学校と地域が協働して子どもの情緒を支えていくことが難しくなっています。そのような状況の中で、being（その子らしさ）を育てることで、すべてのdoing（すること）にはbeingの背景あり、beingに耳を傾けていくとは大切であることなどを語ってくださいました。

参加者からは、「対面の講演は久しぶりでした。貴重な学びの機会となりました。」「保健室で出会う生徒たちの示す困難の背景、循環の仕組みはわかりやすかったです。doing、beingの視点で、子どもたちの行動や気持ちを見ていくことです。」「発達障がいとまでいかなくとも、それっぽく見える子が増えたと感じていますが、“コロナで力を伸ばせずにいてアンバランスになる”ということに納得しました。」「子どもの成長も近代化に任せているような気がします。そこに置かれた子どもたちの弊害は大きいと思いました。」などの感想が寄せられました。この学習会で、子どもたちと関わりは、子どもに寄り添い、気持ちをゆっくりきいていくこと、beingを大事にしていくことを確認することができました。

近畿ブロック学習交流会

12月19日（日）、兵庫が中心となり、オンライン形式で開催されました。75名の参加がありました。近畿ブロックは主にサテライト方式で参加しました。また、他府県からはリモートで44名の大勢の参加がありました。『養護教諭×ソーシャルワーク～子どもの権利ってなあに？』とのタイトルで、2本の講演があり、閉会集会の後、各府県交流会（各組織で運営）を持ちました。

1本目の講演は、講師が仏教大学社会福祉部准教授の長瀬正子さんで、『コロナ下における子どもの権利～気持ちを言葉にするということ～』と題し、先生から出されたワークをしながら、子どもの権利という視点を学び、コロナ時の子どもに対して出した「国連子どもの権利委員会の緊急声明（2020）」から、日常の生活と人権の関係や、養護教諭の仕事をとらえなおすことができました。

2本目の講演の講師は、西宮市立子ども未来センター相談員 京都市SSW、の小谷綾子さんで、『～学校に「ソーシャルワークの視点を入れる」ということ～』と題し、人を理解するための対話力や「見立て」の考え方や作業の大切さ教えてもらいました。子どもの権利を守るためにには、多岐にわたるアセスメントを用いるなど、学校にソーシャルワークの視点を入れた支援が必要であることを学びました。

講演終了後一旦閉会し、その後それぞれの府県で交流会を持ち、講演の振り返りや日頃の仕事の悩みなどを出し合い交流を深め合いました。

コロナ禍で、学習の機会が遠のいていたけど、久しぶりに仲間と共に学べたことを本当にうれしく思いました。学ぶことの大切さを再確認し、明日への活力へつながる有意義な学習交流集会でした。

総括アンケートへのご協力ありがとうございました

2021年度もコロナ禍で様々な制限がある中、オンライン併用の総会や学習会、マーリングリストによる情報発信や情報共有など、各組織でつながりを大切にしたとりくみが進められました。

今まで参加できなかった組合員の参加、未組員の学習会への参加が増えた組織、新任養護教諭へのリーフレット配布、未組員はサテライト会場で参加する等の工夫により3名の加入があった大阪のとりくみは、各組織で組合員が減少していく厳しい状況なので、とてもうれしい報告です。

実態調査では、普通教室のみ設置だったエアコンが特別支援学校でほぼ全ての教室に設置された（福島高）、「養護教諭と看護師は異なる職務、看護教員、非常勤の看護師の配置を増やしたい」と回答を受けた（埼玉高）、養護教諭の妊娠時の労働軽減措置で大きな前進があった（京都）などの前進や学校での抗原検査キットの使用について交渉した複数の組織のとりくみがあげられています。

また、新型コロナウイルス感染対策による養護教諭の負担は常態化、疲弊しているという声も多かったです。加配については、前向きな回答を得られながらも予算面から加配が進まない自治体もありました。

各組織が全教とつながり、災害ともいえるコロナ禍への加配、学校の実態に応じた加配、養護教諭の体の状況における加配など、引き続き文部科学省との交渉にとりくんでいく必要があります。



「養護教諭の権利状況調査」へのご協力ありがとうございました

5年毎実施の本調査に、20組織からの回答がありましたので概要を報告します。定数外の養護教諭加配がある組織は40%。基準以下の大規模校や、来室が多い学校に加配されている自治体がある一方、基準にわずかに満たない大規模校で養護教諭が1人で奮闘しているところは多いです。コロナ予算で年度途中に加配が実現したという組織もありました。妊娠時の労働軽減措置は「ある」が「ない」をわずかに上回り、定期健康診断の時期に1日3～5時間程度のところが多いですが、労働軽減のため本人が勤務の時のみにつく、人材が見つからないなどの課題もあるようです。病欠代替制度が（原則3ヶ月以上の病欠に対して）あるところは15%でした。保健事務補助員制度が実現している組織は25%でしたが、歯科などの検診介助制度は半数が実現しているとの回答でした。健診器具のレンタル・委託消毒は25%の組織が実現しておらず、中にはコロナ予算でオートクレーブが配置され、委託消毒要求がしにくくなったというところもありました。養護教諭のB型肝炎予防接種は半数が実施、インフルエンザの予防接種は補助金が出るというところがほとんどのようです。部活動の大会への養護教諭派遣があるとしたのは90%でした。再任用者への勤務形態の選択は約半数組織が制度化されているとの回答でしたが、ハーフタイムで1人の養護教諭が勤務という形態は難しいということも読み取れ、短時間加配を付け複数勤務にするなどの工夫が必要と感じます。自由意見として、初任者指導者の職種、就学時健康診断・部活・スポーツ振興センターの負担、コロナ禍での業務負担などもあげられました。この調査結果をもとに、改めて全国の要求課題を整理し、これからのがんばりくみにつなげたいと思います。